

### 3 学校において予防すべき伝染病及び出席停止の期間の基準（令和5年5月8日以降）

	伝染病の種類	出席停止の期間の基準等
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 急性灰白髄炎（ポリオ） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）	治癒するまで  ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の伝染病とみなす。
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱 <u>新型コロナウイルス感染症</u> 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	○インフルエンザ：発症した後5日を経過し、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで ○百日咳：特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ○麻疹：解熱した後3日を経過するまで ○流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ○風しん：発しんが消失するまで ○水痘：すべての発しんが痂皮化するまで ○咽頭結膜熱：主要症状が消退した後2日を経過するまで ○ <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。であるものに限る。）</u> ：発症した後5日を経過し、かつ、病状が軽快した後1日を経過するまで ○結核：病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで ○髄膜炎菌性髄膜炎：病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

令和5年5月の改正で、下線の感染症が追加された。

#### <第三種のその他の感染症の措置について>

- 第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校（園）長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めるものではないとされています。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様を考慮して判断する必要があります。通常、その他の感染症と診断された場合は、出席停止ではなく欠席扱いとなりますので、留意してください。
- 第三種の感染症として扱う場合もある「その他の感染症」については、学校において予防すべき感染症の解説（平成30年3月発行）を参考にしてください。